

公益財団法人海技教育財団
役員及び評議員等の報酬等及び費用に関する規程

規 程 第 3 号
公益財団法人設立登記日施行
(平成 24 年 8 月 1 日)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人海技教育財団（以下「本財団」という。）定款（以下「定款」という。）第17条及び第35条の規定に基づき、役員、評議員及び顧問の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 顧問とは、定款第36条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。次号に定める費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費及び日当を含む。）等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員に対しては、職務遂行の対価として、報酬及び賞与を支給することができる。

2 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ、第6条に規定する退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員のうち、理事の報酬月額は、月額70万円を上限として、会長が理事会の承認を得て決定するものとする。

2 常勤役員のうち、監事の報酬月額は、月額30万円を上限として、評議員会が決定する

ものとする。

3 賞与を支給する場合の当該賞与は、常勤役員賞与支給基準（別表1）に基づき、常勤役員報酬月額に別表1に定める支給率を乗じた額とし、勤務期間の算定期間、勤務期間率等の細目については、別に定める職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に準ずるものとする。

（報酬の支給日）

第5条 常勤役員の報酬の支給日は、職員給与規程に準ずるものとする。

（退職手当）

第6条 常勤役員が退任し、解任され、又は死亡した場合には、理事会の決議を経て、その在任期間1月につき、退職の日におけるその者の報酬月額に100分の12.5以内の割合を乗じて得た額を退職手当として支給することができる。

（在職期間の計算）

第7条 前条の在任期間の計算は、常勤役員となった日の属する月から常勤役員でなくなった日の属する月までの月数によるものとし、1月末満の端数を生じたときは、これを1月とする。

（再任等の取扱い）

第8条 常勤役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員になった場合には、その者は引き続き在任したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日以後において役職を異にする役員になり、かつ、報酬月額が異動した場合には、その者は、当該役員になった日の前日に退任したものとみなす。

（退職手当の支給）

第9条 退職手当は、常勤役員が退任した場合にあってはその役員に、死亡した場合にあっては、その役員の遺族に支給する。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき額を控除し、通貨をもって支給する。ただし、本人から申し出があった場合には、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（遺族の範囲及び順位）

第10条 前条第1項に規定する遺族の範囲及び順位は、次のとおりとする。

（1）配偶者

（2）子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で当該役員の死亡当時、主としてその収入によ

って生計を維持していた者

(3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で前号に該当しない者

(費用)

第11条 役員、評議員及び顧問がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給する。

(改正)

第12条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人海技教育財団の設立の登記の日（平成24年8月1日）から施行する。

(別表1) 常勤役員賞与支給基準

区分	報酬月額に対する支給率
6月	100分の210以内
12月	100分の230以内